

平成19年10月9日

各 位

上場会社名 **ダイトケミックス株式会社**

代 表 者 代表取締役 **村瀬 千弘**

(コード番号4366 大証第2部)

問合せ先 取締役管理部長 **二宮 榮規**

T E L(06)6911-9310 (代表)

訴訟の提起に関するお知らせ

平成16年10月に地中海で発生した船舶火災に関し、当社が製造した製品を、定期コンテナ船を通じて海外に輸送しようとしていた国際的な商社(以下「被告商社」といいます。)を被告として、平成17年10月、当該船舶で輸送されていた他の貨物の荷主を保険代位した保険会社が求償金請求訴訟を、船会社が損害賠償請求訴訟を、それぞれ東京地方裁判所に提起しました。本件船舶火災に関して、東京地方裁判所には、三井住友海上火災保険株式会社他5社を原告とするもの、東京海上日動火災保険株式会社他6社を原告とするもの、および NYK ARGUS CORPORATION を原告とするものの3件の訴訟が提起されて、訴額の総額は約6億2,746万円となっており現在係争中であります。

上記の訴訟では、いずれの原告も、当社製品が船舶火災の原因となったと主張し、被告商社のその荷送人としての義務違反を主張しておりますが、先月21日に上記原告のうち三井住友海上火災保険株式会社他5社の原告は、当社製品を被告商社に対し国内販売したメーカーとして、被告商社とは別に、当社をも被告とした訴額約9,463万円とする訴訟を東京地方裁判所に提起し、今月5日に訴状の送達がありました。なお、当該訴訟の対象とされている請求内容は、上記の当社が補助参加人となっている訴訟において同原告が被告商社に対して求めている損害賠償請求と内容は同一であり、今後その他の原告も同様に当社をも被告とする訴訟を提起することが予想されます。

当社製品については、被告商社を通じて、既に何度も同様の海上輸送がなされてきましたが、今まで、本件のような船舶火災を経験したことはありませんでした。当社はこれまで被告商社の要請を受けて、補助参加人として訴訟参加をしてまいりましたが、現時点では、火災の具体的原因やこれに対する当社製品の関連性などの事実関係は未だ明らかとなっておらず、被告商社および当社の法的責任などについても明らかではありません。また、当社としても、当社の法的責任の有無などについて十分に確認はできておらず、現時点では本訴訟の帰結につき予測することはできません。

今後、裁判を通じて、本件船舶火災に関する事実関係および法律関係を明らかにするために、当社独自の立場をも主張していくことで、当社の本件係争における法的な立場を明らかにしていきたいと考えております。

なお、訴訟の推移によっては当社の経営成績に影響を及ぼす可能性はありますが、現時点ではその影響は不明です。

以上